

資料：星野全国集会 in 大阪

## 私は十字路にいた。

…星野デッチあげ謀略の仕組み

著：青野 明

構成：星野・全国事務局

このシリーズは「星野再審ニュース100号記念」特別企画として発行したものに若干手を加えて、より見やすくしてみました。著者の青野明さんは、当ホームページを見て、投稿を思い立っていただきました。現在も続編を執筆中です。10回連載の予定ですので、完成したらパンフにして販売します。今回は資料として作成しました。星野再審の基礎的事項が、親しみやすく書かれています。ぜひ、ご感想や質問、意見をお寄せ下さい。(全国事務局)



写真④は、星野さんが、その中心に立っていた十字路

⑤神山派出所方向、⑥東急本店方向、手前が松濤方向、向こうがNHK放送センター方向。向かって左角の店舗の場所に近藤菓子店があった、その左隣に現在も梅澤米穀店がある。

## 1、「行為者」(犯人) 創作の捜査大方針

### 星野文昭再審請求陳述書

私は、急遽、指揮者になったこともあり、当日、途中の権力の妨害・襲撃からデモ隊を守り、それらを突破して、渋谷の民衆と合流して批准阻止の大闘争を実現することの1点に思いが集中していました。そのことから、私は、指揮者として、阻止線を突破した後、死亡した機動隊員が囲まれているのを横目を通り過ぎて、四方の権力の動きが見渡せる十字路に立ち、バラバラになったデモ隊が再結集するのを待ち、1分足らずで、「行くぞ」と声をかけて渋谷に向かった、それが私の行動の全てです。

私は殴ることも、火炎ビン投てき命令もしていません。死亡した中村巡査を囲む輪から10m程離れた十字路に終始して、またたく間に再結集したデモ隊によって囲みの内の中村巡査は姿さえ全く見えなくなりました

私は、終始、十字路にいて囲みの中にはいなかった。一貫して言っているように、十字路に終始したことによってしか見ることでできなかったことを、今も全て目に浮かべることが出来ます。

この事実が、71年11月14日のまぎれもない真実である、星野冤罪の原点中の原点である、いつもここへ還らなくてはいけない原点である。

一言でいうならば、十字路にいて3方向の注視に集中していた人間が、どうして殴打できるのか、どうして投てき指示できるのかということだ、しかしそれが無期懲役にされてしまう、世にも不思議なことだ、こんな理不尽なことがあってよいのだろうか。

### 《ポイント》

#### ①当時の時代状況

60年代後半以降、沖縄のアメリカ軍基地はベトナム侵略戦争の出撃基地に使われており、それへの民衆の反発は強く反戦運動が高揚していた。米軍基地を撤去して沖縄を返還せよという世論(日米安保条約の問題につながる)には根強いものがあつた。また、ベトナム侵略戦争への加担を深める佐藤首相の訪ベトナムと訪米を阻止するために二度にわたって闘われた1967年羽田闘争、その10月8日に山崎博昭(18歳、京大生)を虐殺した機動隊の弾圧体制は、以降その凶暴さを一段とエスカレートさせていた、そうした情勢下での沖縄・渋谷闘争であった。破防法発動下、集会デモは禁止され、渋谷を制圧した1万2千人の機動隊が待ち受けていたのである。

#### ②指揮者

デモ隊総数220~230人(83年草場確定判決は「150人」と欺瞞的に過小記述)の指揮者(リーダー)は、星野の他にも多く存在した。例えば総指揮者、複数の副指揮者、職場、同一県の学生、地域反戦などの各グループの指揮者である、指揮者(リーダー)が負傷や逮捕されたり、デモ隊が分散した場合に必要なのである。(「指揮者」についての論点を掘り下げてみるてはどうか。)

#### ③星野の位置(④写真参照)

国家権力の暴力装置、乱闘武装の機動隊(新潟県警・小隊長富沢健三)が27人で、神山交番(現在は空き地)辺りの道路に阻止線を張っていた。代々木八幡駅方向から来たデモ隊に対しガス銃を発射、デモ隊は火炎ビンで応酬(神山交番は後続デモ隊員の火炎ビンで燃える)。

阻止線を突破した先頭部分はそのまま直進、星野は先頭から20番目位にいたが、死亡現場から10m程離れた

た十字路に立っていた。

「1人を除いて逃げた機動隊員全員は交差点を左折して」(第三者のFs目撃・検面)NHK方向へ向かった。中村隊員と一緒に逃げていた山口隊員は、交差点から約100m先の「NHK下交差点」にいた機動隊に救助を求め、この部隊は直ちに救出に動いた(星野が十字路で見えていたのはこの部隊)。

十字路に立って星野は、いつ襲いかかって来るかもしれない機動隊の襲撃にそなえて、前方の東急本店・渋谷駅方向、左方のNHK放送センター方向、右方の松濤方向を監視しながら、後続デモ隊の再結集を待ち、NHK方向に発見した機動隊の来襲の前に、デモ隊を再結集し、渋谷へ出発させることに全神経を集中させていた。

#### ④デッチあげ供述創作

とにかく早くホシを挙げろ、裁判所の方にも根回しておくからと、国家支配層の中枢から尻を叩かれた捜査機関は、バテて元々と、00に偽供述させ、デッチあげストーリーの粗筋本にすることを決断した。

…72年2月13日に、捜査機関は、00をデモ隊が通過した道や現場周辺に連れて行き、00担当の警察官平松卓也や担当の中津川検事が主導して、引き当り供述をさせ、冤罪ストーリーのお話の筋を創作していく。

71年11月14日当日には事件現場に遅れて到着して行為を見ていない00が、翌72年2月13日に梅沢米店から70mあるタクシー会社都民交通(現在ホテル)の前に立たされている。検事や警官は、お話の筋書きとして前もってデッチあげた行為者の名前を念を押すように大声で言う。

「この場所で殴打していたのは▽▽だ、◇◇もだ」

「火炎瓶投てきを指示したのは△△だ」

作り笑いの裏に脅しの眼の色が威嚇している。

〇〇「……」

「何を迷っているんだ！ウソでかまわんから、約束した通りとにかくお前の知っている人物の名前を出せばいいんや、ええ」

〇〇「ううっ…」

「〇〇ちゃんや、はよう言わんかい、わたしの言うた通りに言うたら、悔悛の情ありとしてお前は執行猶予で済むんや。そうでなければ、死ぬまで刑務所で懲役くらしや、ええ、どや」

佛佛（ヒヒ）のように眼がつり上がる。

このように誘導されて、〇〇は偽言させられたのだ。その名前がKrであり、Aoであり、Arであった。平松卓也は、〇〇の偽目撃供述を素材にして、ウソも事実に見えるようにと悪知恵を絞って執筆した、それが2・13捜査報告書（2・14作成）と2・14員面（11枚の図面付き）であり（員面とは、司法警察職員＝警察官が被疑者等の面前で作成する調書）、これらを中津川が「デッチあげ検面」として完成させたのが2・17検面である（偽造がバレバレになるのを怖れて1審公判には、捜査報告書と員面を隠蔽し、検面だけを出していた）。その後、この〇〇供述にツジツマが合うように、脅しとダマシのテクニックを駆使してKr・Ao・Arから「星野行為者」の偽供述をとって行った。それをそのまま判決文にしたのが草場確定判決なるものだが、星野は十字路に居たにもかかわらず、確定判決という名の「星野冤罪ストーリー」が念入りに偽造された。

そのデッチあげの仕組と、それをあばいて行く96年再審、補充書3、特別理由書を見て行く場合に、登場する人物は頭に入れておくと読みやすい。

## デッチあげ供述を強要された群馬の学生たち

- 〇〇 偽供述創出の中軸となる。当時20歳
- Kr 服の色からの誤導により、星野の行為目撃を強要された。当時18歳
- Ao 星野の火炎ビン投てき指示供述を強要された。当時19歳
- Ar 星野の火炎ビン投てき指示供述を強要された。当時17歳
- It 十字路にいた星野を目撃したのを、星野殴打行為目撃に強要された。当時20歳
- Sb 奥深山行為目撃を強要された。当時21歳

## デッチあげを策した治安検事

### 市川敬雄

■1959検察官任官。大阪、岡山、福岡、神奈川県検横須賀支部、東京地検八王子支部などを経て、71年3月に東京地検公安部に入り3年間勤務、後公安調査庁参事官。70年闘争時、米軍横須賀・立川・横田基地の所在地の検事として、反戦闘争・学生運動を弾圧する先頭に立っていた。国家の戦争政策に反対する反戦闘争を憎悪する、脅しとダマシのテクニックを身につけ特技とする検事で、公安畑一筋の人物。市川腹黒（はらぐろ）と覚えられたい。

■市川は控訴審公判で2回証言した。市川は71年11月14日当日に逮捕された313名の労働者・学生の取り調べ当たるが、この段階から中村巡査殺害に対する捜査を視野に入れている。市川は、6～7人の検事・副検事を集めた班長になり、取り調べの「総括」をした。このような班が、「4か5あった」と証言している。

■警察庁長官後藤田が、「何としても犯人をあげろ」（犯人を創造してでもと読める）と厳命した、警視総監本多は「守りから攻めへの積極姿勢」（違法捜査をも駆使して強引に犯人をあげろ、未成年者を攻めて責めぬけと読める）を捜査官に訓示した、警察幹部の厳命によって、なんとしても支配層を納得させる「首謀者の割り出し」が急務とされていたのである。これは当時の国家（支配層）の意志であった。労働者の固い黙秘の壁にぶつかっていた捜査機関（警察・検察）は、72年になって、捜査方針を変更する。未成年者が多く東京でない群馬県の学生（高専・大学など）に目をつけ狙いを定めたのである。弱い者から狙い責め立てるとするのは捜査の常道だが、しかし卑劣なことである。こうして17・18歳の未成年者を含む群馬県の学生が次々と逮捕されていく。ここに弾圧を集中し、弁護士など第三者の立会いのない密室の中で、脅し・ダマシを駆使して責めて偽供述を誘導していった。東京地検公安部は、古賀宏之検事を「総括」とし、市川、中津川彰、福江馨をメンバーとするチームを編成した。市川は、1月19日に逮捕されたSsの取り調べに当たったとき、口を滑らせて「群馬軍団から犯人を作る」（「群馬軍団」は市川ら捜査機関の造語）のが方針であると言っている、群馬の学生から犯人をデッチあげる方針の下に、Ssら学生を逮捕したと言ったのだ。

■市川は、Krの取調を担当し、星野「殴打行為」を偽供述に誘導し、このKr調書を草場裁判に証拠採用させ、確定判決の星野冤罪の根拠にさせた。確定判決は、「中村巡査への殴打」に関しては、72年のKr2・14検面と4・26の検面（検察官面前調書、検事調書）、Ar第19回公判でのKr証言（Krが行った1審公判での3回の証言の内、これだけ採用）をもとに事実認定をするが、特に捜査の最終段階で作成された4・26検事調書を重視している、これは検事が偽造・デッチあげがバレないように全体のつじつま合わせをした調書である。草場良八・東京高裁はこれを丸飲みにしたのだ、この調書批判を掘り下げることが重要。これを〇〇証人とIt証人の証言で補強する仕組みになっ

ている。

■市川は、72年6月に、執行猶予の判決を受けてすでに釈放されている、しかも中津川彰検事が担当していた〇〇を、わざわざ検察庁に呼び出し、「奥深山さんの通るような声で」「火炎ビンを投げろ」と指示があったと一貫して供述していたその調書を、「星野さんか奥深山さんの声」（星野が主導した意味にするために、星野が先に記述されていることに注意）と訂正させている（72・6・26検面）。市川は、星野を犯人にデッチあげ目的で、星野が火炎ビン投てきを「指示」したことを印象づける意図であったのだ、市川敬雄とはこういうことを平気でする人物である。

また市川は、中津川が担当、取り調べ5月には家裁から「一時帰宅」という形式で釈放されているArを、同じ6月に検察庁に呼び出して、中津川が偽造した4・12付けAr検面調書の供述内容を変更させ調書を再偽造している（87・93号・特別抗告理由書）。

### 中津川彰

■〇〇、Ar、Ao、Sbの取り調べを担当した。

■Kr、〇〇、Arらは72年2月2日に逮捕された、しかし「火炎ビン投てき指示」については、3月までに、「星野が『火炎ビンを投げろ』と指示した」とは誰一人として供述しなかった。3月18日に逮捕されたArは黙秘権を行使して4月に入るまで黙秘を続けていた。検察官は「中村巡査殴打」のデッチアゲ立証に比べて、「火炎ビン投てき指示」のデッチアゲが全く出来ていないことに気づき、焦った。検事の中津川は、遅く逮捕してことを利用して「星野・火炎ビン投てき指示」を供述させようとしたくらい、悪知恵をしぼって芝居を打つことにした。その狙いは、「火炎ビン投てきを指示したのは星野だ」を偽供述させるためである。

■接見禁止を破って両親を取り調べに同席させることにしたのである。場所は警視庁地下1階にあった、中の音が一切聞こえない完全な密室の4畳半ほどの取調室で、中津川、検察事務官、警官、両親の5人が、イスに座ったArを囲んでいた。Arは、朝食後8時頃から始まった取り調べを午後8時頃まで続けられていた（この1件の後にも続けられた）。

■中津川は、父親をそそのかした上で、息子に言うセリフを注入し、その日父親に自分と一緒にになってそのセリフを言わせたのである、「救済の弁護士は解任して、お父さんの依頼する弁護士を選任したらどうか」。突然、父親は立ち上がり、Arに「立て、眼鏡を取れ」と言って、立ち上がった彼の顔面を手拳で23回殴打し、「お父さんを殴れるものなら殴ってみろ」と叫んだ、Arは「殴れません」と言いながらへなへなと座り込んだ（イヤミな確定判決の表現である）。

■脂ぎった眼の色を押し隠すようにほくそ笑んだ中津川はここぞとばかり、「こんな乱暴しちゃ駄目だ」と嘘っぽく言いつつ背後から父親の身体を制止する演技を観せながら、「Kr君！親は、君のことをこれだけ思っているんだよ。どうなんだい」とやんわりと言い、Krの黙秘を破ろうと内面に揺さ振りをかけた。醜悪な

## デッチあげを策した治安検事 —中津川彰 (前頁のつづき)

歓喜が、中津川の眼にどす黒く光っている。

■この後中津川は、Arを集中して攻めて責めて行く。4月6日の員面(警察官調書)では、「誰かが『離れろ』と号令をかけたので、皆が機動隊員から離れ、火炎瓶が投げられた」であり、また「私自身はその時火炎瓶を投げた記憶はありません」となっている。それが3日後の9日の員面においては、「星野が『離れろ、火炎瓶を投げろ』と命令をし、自分も投げた」と大変更されている(因みに2月14日のKの供述では「誰かが『離れろ、火炎瓶を投げるぞ』」である)。しかし、「誰か」が「星野が」に、「投げるぞ」(危ないから下がれ)が「投げろ」(命令)に変更された理由は全く述べられていない。以上は、中津川が星野を犯人に仕立てるために、言葉のすり替えを行ったことを意味する。これらの上に、4月12日付けの検面調書が作成されて、「投てき指示」に関する確定判決の核心証拠として採用されている(ポイント、他にはAoの2・16検面のみが、確定判決の適示する星野「投てき指示」の証拠だ。この2偽証拠の掘り下げた批判が必要。勿論、2人は公判ではひっくり返している)。

■中津川はS bに対して、スパイになるよう誘惑した(S公判証言)。奥深山に自分のコートを買ったことを気かけ不安に思っていたSを責めて、奥深山の警官殴打を目撃したことに強引に誘導したのも中津川である。また彼は「はっきり言って自供が事実かどうかといったことは問題ではない」と公判で証言している。

## 福江馨

■I tの取り調べ担当。腰痛と扁桃腺による高熱で苦しむIに対して、「黒こげ死体」写真やビデオを見せて脅迫し、「他のみんなは認めているぞ」と嘘で誘導して、「星野が警官を殴った」という虚偽の目撃供述をさせた。こうしたダマシのテクニックも捜査機関のマニュアルだ。しかし、I tが見たとして、I tが見たのは十字路に居る星野である。「警官を殴っている星野」という人物は存在しない、それが真実である。

次のポイントは、「時間」です。

⑤の地図を見ながら、読み進んでください。また、全体の理筋を進めるために、現地調査に参加していただくことをお勧めします。

## 2、デッチ上げの幕開け Oo「引き当り(2月13日)」 《ポイント》 ①35秒間を「3時20数分すぎ ころ」(9分間)とした捜査 機関の謀略

確定判決(裁判長草場良八、裁判官半谷恭一・須藤繁)は、中野駅到着を11月14日の「午後1時40分ころ」、小田急線代々木八幡駅下車を「午後3時13分ころ」、東急本店前で機動隊がデモ隊を攻撃したのが「3時29分」と、と何分まで特定して記述している。しかるに殴打・火炎ビン投てきの段になるや突如として「午後3時20数分すぎころ」と記述する、「20数分すぎ」とは「21分~29分すぎ」を意味する、時間の幅を9分間に広げて時間を特定しない、あいまいにする、ごまかす。真相は、草場裁判所・捜査機関は行為時間を特定できなかったのか、いや特定しなかったのである。もし特定したならば、デッチあげストーリーの骨組をなすOo偽供述がポッキリと折れてしまい、またストーリーの血肉をなす、殴打に関するKr供述、投擲に関するAr・Ao供述が、バラバラ肉になって吹っ飛んでしまって、デッチ上げ自体が崩壊するからだ。

捜査機関・確定判決が認定(創作)したストーリー上の行為、つまり

- ①近藤忠治方(71年当時は「近藤菓子店」)前で中村隊員を「発見」
- ②鉄パイプや竹竿で殴打
- ③梅沢米店前に移動して、さらに殴打
- ④中村隊員の抵抗がしだいに弱くなり、ついに「失神」して倒れる
- ⑤1名が中村隊員に馬乗りになる
- ⑥銃を奪おうとするが奪えない
- ⑦ガソリンか灯油を振りかける
- ⑧「下がれ、火炎瓶を投げろ」と「星野」が指示
- ⑨AoとArを含む数名が火炎瓶を投げた、というような行為を、実は見えていないOoに「見せる」ための

仕掛けが、「3時20数分すぎころ」なのだ。Ooは、デモ隊の中でもまた群馬の学生(供述者)からも、遅れてかなり後方を走っていて、行為を見ていないのが真実である。それをOoが見たと虚構するためには、行為を「見たことを可能にするにする時間帯」をデッチ上げることが必要であった。

Oo偽供述を虚構の粗筋とするために、つまりOo偽供述をごり押しするために、「見たことを可能にする時間帯」を何としても作り出す必要があったという訳だ(「弱い構造」)。

…ただ1人公判で証言を拒否したOoは、正式な要請(再審に関する裁判所の取り調べ)があれば証言すると言っている(96年再審請求書p81)。

高経大1年生であったOoも国家権力・捜査機関による脅しと騙しによって多感な青年の内面をねじ曲げられ、初老の域に達する彼の人生とは、むべなるかな、葛藤の日々であったと思われる…

## では梅沢米店前の時間は、3時の何分か?を事実に見ていこう。

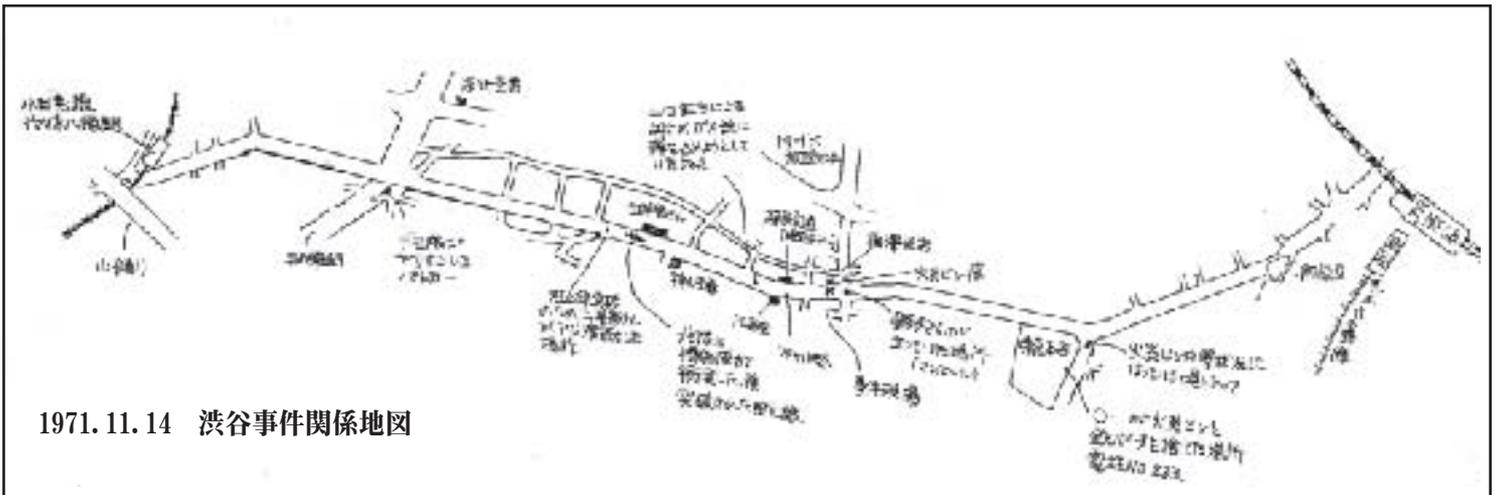
●デモ隊は午後3時13分に代々木八幡駅に到着し(駅員の証言で確定)、約2~3分後に渋谷方向に駆け足で出発した。

●ガス銃と火炎瓶の応酬があり機動隊員27人が阻止線を張っていた神山交番前に着いたのが3時20分である(競馬・菊花賞レースの発馬時刻と同時に証言で確定)。

●機動隊の主力約17名は、NHK方面へ向かう路地に逃げ込んだ、約10名(9名前後)の機動隊員は隊列を保ったまま、道なりにPL教団の前辺りまでじりじりと後退する。

●PL教団前辺りに達したとき1番後にいた中員がガス弾を銃に込めて神山派出所方向のデモ隊に向かって発射した(この時のガス弾の白煙が、白洋舎2階から警察撮影の「中村写真帳」に写っている)。神山派出所からPL教団までの120mの距離を移動するのに2分20数秒かかっている。

●その後、機動隊は総崩れになり前(渋谷方向)を向いて逃げるだけになった(この部隊は国家権力の暴力装置としては機能しなくなった、その結果として中村隊員が死亡した。また最後尾で頑張ってガス弾を込



1971. 11. 14 渋谷事件関係地図

## デモ隊の進行方向 時間と距離 (前ページ地図を参照)

★小田急代々木八幡駅一井の頭通り横断—白洋舎前で一旦停止—阻止線突破—神山派出所— (㊦へ続く)  
(15:13到着—2-3分後出発) (15:20到着)

← この間 約 1 km → ← 現場まで約240m →

★ (㊤から続く) — PL 教会—都民交通—事件現場 (梅澤米穀店前)—東急本店—渋谷駅  
(出発時間 15:23:34-35) (15:26到着)

← 約70m → ← 約450m →

め発射したことが、逃げ遅れとなった。デモ隊をすんなり渋谷へ行かせておけば中村隊員は死ぬことは無かった。こうした警備体制上の過失や機動隊員教育の過失を隠蔽する狙いで、星野デッチ上げを急いだ面は否定できない。

●PL教団から120m先の梅沢米店までは、機動隊は必死になって逃げ、デモ隊は全力で追うことから、20数秒～30秒と見られる。

●PL教団から渋谷に向かって先方50mに都民交通 (タクシー会社、現在ホテル) があり、都民交通をデモ隊の先頭部分が通過したのが3時22分50秒である (菊花賞優勝馬の、第3コーナー通過=最終コーナー進入と同時の証言)。

●都民交通から梅沢米店までの70mには何秒かかったのか、「神奈川・星野さんを取り戻す会」の現地実走の結果は17秒であった (04年6月12日)

●先頭部分 (デモ隊総数220～230人中で、星野は先頭から20番目位) の梅沢米店到着は「3時23分 (7秒)」となる。

●また都民交通整備士 A t の目撃供述から中村隊員が捕捉されたのが「同23分10秒」である (特別抗告理由書、3秒の差は先頭部分が中村隊員の進路をふさぐように、回り込んだ時間と推定されるのだが)。

約10名の機動隊員の中で、中村隊員を除く機動隊員は山口隊員を最後に、梅沢米店・近藤商店の十字路を左へ曲がり機動隊のいるNHK方向へ逃げた。このとき星野は、十字路に立って、適切な出発の判断をするために、左方向NHK辺りの機動隊の動き、右方向の松濤、進むべき渋谷方向の3方向の状況を注視していた。

### 星野文昭再審請求陳述書

「私はリーダーだった。だから、一直線に駆け抜けて、前にデモ隊が一人もいなくなったところで立ち止まった。そこが十字路だった。そして、そこが十字路だったからこそ、リーダーとして、前方、右、左か、いつ襲いかかってくるかもしれない機動隊の出現に最大の関心が向かった。だから、そこに立った。」

② 重大な問題は、梅沢米店前 (殴打・投てき行為の現場前) に、先頭部分が何10秒間止 (とど) まっていたかである。

#### 《現場出発時間》

●梅沢米店から、デモ隊先頭部分は渋谷に向かって走り、東急本店に着いたのが3時26分である (警察による星野撮影写真に記録された時刻で確定)。

●梅沢米店から東急本店までは450mあり、約2分15秒 (100mを30秒、1分で200m、1秒で3,33m) で走ったとして、デモ隊の梅沢米店 (現場) 出発時刻は、3時23分45秒である。

●この結果、先頭デモ隊が行為時に止まっていた時間は、「35秒間」 (長くて38秒間) となり、1分間に満たない。

#### 《救出機動隊の現場到着時間》

●また中村隊員と一緒に逃げていた山口隊員は、梅沢商店から100m先の「NHK下交差点」にいた機動隊に救助を求め、直ちに部隊は救出に動き出す。この場合、「阻止線を崩された、デモ隊がくるぞ」あるいは「1人捕まりそうだ」と応援を求める山口隊員を目撃してから、待機する機動隊が梅沢米店周辺に到着するまで何秒かかるかが問題となる。

●この機動隊は、デモ隊が神山交番周辺に来る時点で無線電話で報告を受けていたであろう。また監視する十字路に星野が駆け込み1人立ち3方向を注視するのを監視していた。さらに休養・補給十分で襲撃の機会をいまや遅しと待ち構えていた。であるからデモ隊の疾駆する物音ドッドト喊声ワーツ、近藤・梅沢商店前での騒音を察知し、すでに移動を開始していた。あるいは山口隊員の姿を認めた時点で突撃を開始、ほぼ同時に双方からのガス弾と火炎ビンがダウン・ガシャン、ガチャン・檀ダンと炸裂したと見られる。

●…星野は極限まで意識を集中してしっかりと見ていた。

### 星野文昭再審請求陳述書

「機動隊は、私から見て左から右へ部隊が動いて路上に出てきているように見えた。この機動隊がわれわれに

攻撃をしてくるのは時間の問題だと思った。ギリギリの迫った状態になった。

●…遅くとも近藤商店を山口隊員が左折したその瞬間の時点で突撃開始、編み上げ靴も軽やかに直ちに全走力で十字路へ向かった。そう見れば、交差点を左折した山口隊員を目撃してから現場到着まで60秒はかからなかった (数十秒)。あるいは9本の火炎ビン炸裂によって少し遅れたかもしれない。

●この間に、十字路に集結したデモ隊主力は星野の「行くぞ」で出発していた。

③ 次ぎに1分間以内で、果たして確定判決のいう行為は出来るかが重大問題である。

●デモ隊が、中村隊員の殴打に使用した鉄パイプは細く、長さも30～40センチ程度で、これを片手で使っている。完全装備の機動隊員の抵抗がしだいに弱くなってついに「失神」に至るといふ、確定判決が描いて観せる「事実認定=ストーリー」は、1分以内では不可能で、3～5分は要すると見られている (これらの件については、実験が予定されている)。

●元はと言えば平松卓也「0引き当たり (捜査) 報告書」 (宛先は堤正雄警視正) には、5分と明記

「2月13日紙田巡査の撮影の写真No.6において説明すると殺害現場において、①の1に機動隊員が押し付けられていた。②の位置で前後から殴られていた位置。③の位置に機動隊が倒れていた。④の位置の方に行っていた。本写真は末尾に添付する。その時間は約5分であった。」と記述し、5分間を要したと明言している。

11月14日の事実の構造としては、96年再審請求書が「中村巡査に対する捕捉—殴打—火炎瓶投てきの犯行時間についても、長くて1分以内のきわめて短時間の暴行継続時間が合理的に推定され、この点は第2審でも明瞭になっている (p21) と指摘している。

「長くて1分以内」を覚えられたい

## 星野冤罪の原点

### 「星野一十字路滞在は1分 足らず」を覚えられたい

星野は、【私は、指揮者として、阻止線（注、神山交番近くの阻止線）を突破した後、死亡した機動隊員（注、星野が見た時は生存していた）が囲まれているのを横目に通り過ぎて、四方の権力の動きが見渡せる十字路に立ち（※）、バラバラになったデモ隊が再結集するのを待ち、1分足らずで、「行くぞ」と声をかけて渋谷に向かった、それが私の行動の全てです。】（星野再審ニュース92号より）と確言する、

### 星野文昭再審請求陳述書

私は、デモ隊のリーダーとして、凄まじい緊張と責任感と集中力を持って、いつどこから出現し、襲いかかってくるかもわからない機動隊のことと、その機動隊の襲撃からデモ隊を四散させることなく守り、結集、そして渋谷へ向かうこの1点に意識の全てを集中して、中村現場も含め、他の一切の派生的なことは眼中になく、またそのことに意識が向かう余裕もなく、1直線に駆け抜けて先頭に立った。

私は、リーダーだった。だから、一直線に駆け抜けて、前にデモ隊が1人もいなくなったところで立ち止まった。そして、そこが十字路だったからこそ、リーダーとして、前方、右、左か、いつ襲いかかってくるかもしれない機動隊の出現に最大の関心が向かった。だから、そこに立った。

機動隊の新たなる動き（注、左右や前方向からの襲撃）でデモ隊が襲撃を受け、四散させられることなく、（注、多くの闘う民衆が待っている）渋谷に一刻も早く向かうこと、これが十字路に立った私が神経を集中したすべてである。それが、全関心事の全てだったのだ。そして、実際にNHK方向に機動隊の部隊の姿を、私は発見した。

ここに71年11月14日の事実が凝縮されて存在する、まことの真実という外はない。

渋谷へ何としても必ず行く、そのリーダーの責任を果たそうと、極限の緊張が体内に張り巡り、尋常ならざる集中力をもって機動隊の襲撃を察知しようとしていた、その星野に中村殴打・投てき指示にかかわる暇はなかった、1秒たりとも無かったということである（星野冤罪の原点）。…PL教会近くで中村隊員がガス弾を

撃った後、約10名の機動隊員が渋谷方向に向かって逃げるが、中村隊員は梅沢米店辺りでデモ隊の先頭部分によって捕捉される、20番目位を走っていた星野は、それを横に見て十字路まで走り、そこに立ち止まった。十字路での彼の意識は上に見た通りである。後続のデモ隊が続々と十字路辺りに集結してくる（当時星野は足は速い方か遅い方か）。

### 星野文昭再審請求陳述書

…あたりは人で一杯になった。…私の頭と意識の中で、中村現場はなかったし、現実にも、結集し路上をうめつくす形になったデモ隊で、中村現場は私にとって、眼前からかき消されていた。…そして、かなり部隊（注、〇〇はこの中に居なかった、）が揃ったなと思ったとき、もうそこに止まっているわけにはいかなかった。私は「道案内」と呼び、出てこなかったが、一刻を争うので、そのまま「行くぞ」と号令を発して、駆けだした。

十字路に立ってから駆け出すまでは、星野の感覚で1分足らず。現場実験で、中村捕捉が午後3時23分10秒、現場出発時間が3時23分45秒、その間は35秒間となる（殴打等の行為の時間は、これよりも短い。35秒間は結構長いものだ、時計の秒針を見られたい）。

〇〇は、最後尾を走っていて、デモ隊が十字路を出発した後に、現場や十字路に到着したことを見ていこう。

### 〇〇の2・7員面

〇〇の逮捕後初めて作成された2月7日（この時点では捜査機関が得ていたのはA・O・K・r・I・tの部分的自白のみで、また2・13平松卓也〇〇引き当たりの前なので、信用性が高い）の員面で、〇〇は「それからしばらく走って行っておりますと、前方50<sup>㍓</sup>から100<sup>㍓</sup>位の所（注、捜査機関はここから〇〇の目撃地点を「都民交通前」とするヒントを得たのでは）、黒いようなそれで赤いような炎がパーと上空にあがるのが目に入りました。それで私は直感的に火えん瓶だと思いました。それで走りながら、その地点まで行ってみますと、黒いような物が横たわっていて、それが火えん瓶によって燃えておりました。その黒い物は、良く見ると機動隊でした。感じとしては、火の中に機動隊員がいるといった感じでした。」（96年再審P66）と供述し、ま

た「炎が上がった地点付近で（注、NHK方向から）機動隊のガス弾が3発か4発位、方向の定まらないような状態でデモ隊の方向に向かって飛んできた」と記憶しています。ガス弾の方が早や（ママ）かったか、機動隊員が燃え上がるのが早や（ママ）かったか記憶にありません。」（p74、）と供述している。

### 〇〇の遅い現場到着を裏付ける 「新証拠」の存在

〇〇は、現場や交差点から50～100<sup>㍓</sup>近く離れたところから、火炎ビンの炎とガス弾の白煙を目撃したのであって、火炎ビンの投てき行為とその前の殴打行為その他は見えていないことを意味する。

この〇〇供述を裏付ける新証拠（一審から上告審まで取り調べられていない）が存在する。

71年11月18日検証調書（作成者・警察官宮本信之）である。中村隊員と共に最も遅れて逃走していた山口篤隊員も立ち会って、事件発生からおおよそ10時間経過した11月15日午前1時30分から現場で行われた（検証令状は東京簡裁裁判官が発行）検証を調書にしたものだ。調書には十字路からNHK交差点に至る道路上に9カ所の火炎瓶の破裂痕が認定され、また山口隊員はこの路上において「（注、自分が）応援を得て部隊（注、NHK付近にいた機動隊）が学生等と対じし、火えん瓶を投げられたのもこの地点です。」と指示説明している。

加えて〇〇を除く他の供述者は誰ひとり、「炎があがった地点付近で機動隊のガス弾が3発か4発位、方向の定まらないような状態でデモ隊の方向に向かって飛んできた」という事実を目撃や体験をしていない。これは〇〇が、デモ隊員供述者の中で最も遅れて現場を離脱したという事実を意味する（96年再審p76～77）。

…デモ隊先頭部分の中村捕捉が午後3時23分10秒、火炎ビン投てきは現場（梅沢米店付近）最後の行為で、出発時刻の23分45秒以前に終わった見るのが合理的だ。その現場の炎を〇〇が目撃した地点は50～100<sup>㍓</sup>離れていることから、〇〇が現場に到着するのは15秒～30秒かかる（〇〇の場合にはもっとかかるのでは）ので、現場到着時刻は23分60秒～24分15秒の間となる。デモ隊が出発した後に、15～30秒遅れて着いたことになる。

〇〇はNHK下の機動隊が十字路に押し寄せる直前か少し前に、十字路に達し、そのままノンストップで渋谷方向へ駆け抜けた。現場を見たとしても、横たわった中村隊員を駆



円内が星野文昭さん

裁判の証拠として、検察側から証拠申請された「中村写真帳」の一枚。神山派出所前で撮影されたもの。上下の服の色調が違っていることがわかる。残念ながらモノクロだが、同所で撮影されたカラー写真が「神山派出所事件」では法廷に出されているので、星野さんのカラー写真が存在する可能性が高い。証拠開示要求や、鑑定が必要である。

### 星野文昭再審請求陳述書

文字通り、今まさに機動隊が襲撃してくる、という1刻を争う状態のなか、NHK方向の機動隊と代々木八幡方向のデモ隊を交互に見る、その極度に緊迫した連続だった。そして、かなり部隊が揃ったなと思ったとき、もうそこに止まっているわけにはいかなかった。私は、1刻を争うので、そのまま「行くぞ」と号令を発して、駆け出した。

※星野が十字路に立ってから、駆け出すまでが1分足らずだ。出発時刻と、Ooがその炎・白煙を見た火炎ビンとガス弾の応酬時刻との関係は、もう少し固められるのでは。

当時の十字路周辺を知る関係者・人々からの聴き取り調査も必要では。

④デモ隊220~230人の中で、遅れて走っていたOoは、1分足らず(35秒間以内)で終わった行為を目撃していない。

Ooが梅沢米店前に到着した時には、全てが終わった後だった、これが真実である。

捜査機関(検察・警察)は、現場に遅れて到着し実際には何も見えないOoに、それまでに得た情報を基にして作った冤罪ストーリーに合う

ように、しゃべらせた(供述を取った)のである。群馬学生の中でもデモ隊の中でも遅れて走っていて、Ooは行為を見ていない、だからOoに眼をつけて喋らせたのである。捜査機関は、「実行行為者」の創作(「割出」)、星野デッチ上げのために、Ooを「生き供述者」として徹底利用したという訳だ。

その後、神山交番放火事件の件で分離起訴により執行猶予付き有罪が確定したOoが、証人として公判廷で繰り返した異様な証言拒否は、全く見ていない自分が、捜査機関の言うがままにウソの供述を繰り返し、それによって自分の仲間6人(星野他)の行為をデッチあげることになった、そして星野達を懲役で刑務所に送った、みんな自分Ooの偽供述に起因するということを骨に染みて認識しているからである。…捜査機関はOoに口封じの証言拒否の工作を行った。Ooが公判で証言すれば反対尋問に晒されて、デッチ上げが明々白々となり、判決を出せないからだ。Ooが罰金刑を受けてでも公判で執拗に証言拒否をしたのはそのためである。

国家権力は偽供述を強いてOoの内面をグニャグニャに傷つけた。だがOoは真実を話すことによってそうした内面を持つ自己を深めたい、あるいは救われたいと思っている、生活現実の変化に伴って、彼の内面にも変化が生まれているはずだ。

## 3、「元はと言えば平松卓也Oo偽供述」を事実認定の柱にできなかった理由

### 星野と面識のないOo

まずOoは1年生で星野と面識がなかったことを記憶されたい。

Oo偽供述は捜査機関が闘争に参加した学生から偽供述を引き出していく上で、実に重要な役割を果たした星野デッチあげの出発点かつストリー・の骨格である。

### 「2/13引き当たり」の疑惑

①72年2月13日、小田急代々木八幡駅から東急本店までの広範囲に渡った引きあたりは、僅か1時間30分で、うち本件現場(梅沢米店)となるともっと短時間で終わった。

②この日まではOの現場関係での供述・供述調書が、7日の供述(平松卓也員面)を除いて殆どない(96再審請求書p42~43)。

③2月13日引き当たり時のOの偽供述を記載した「Oo引き当たり捜

査報告書」の本文にも、添付図面・説明にも、それが、(誘導されて)Ooが述べたことを記述したものなのか、そのOが述べたこと援用して平松卓也が捜査機関の説(デッチ上げ)をもっともらしく説明しているのか、文面上も署名・捺印上も判然としないところが多々見受けられる(次回以降検討したい)。そしてこの引き当たり時のOo偽供述が、2月14日Oo員面に、調査記載とOo本人自筆の図面・説明の「11・14警察官殺害方法等状況図」として殆どそのまま記されている(同)。

これらは何を意味するのか。デッチ上げ虚構の筋書きはここ数日に完成したこと、捜査機関の強要によってOoが筋書本通りの偽供述をさせられたということの意味する。引き当たりの実行者は、江藤勝夫警部、平松卓也巡査部長、前川正次・若山幸久・紙田賢3巡査の5名である。

### ※ポイント

Oo引き当たりの意図や怪しい実施状況を彼らに尋ねてみては、良心があれば真実を語るかも。

### 6人行為者特定=「2/14員面調書」ねつ造

(1)現場「引き当たり」で、場所を指し、Ooの耳もとに口をよせて、「いいか、君がわしらの言うた通りに喋りゃ、0君を殺人罪では起訴せん、君担当の中津川検事も約束しておることや、殺人の最高は死刑だぞクツと首くるんやで、いい条件やないか、ええやないか」とそそのかす、トロンとした詐欺師の眼玉がくるっと一回転した。

「鸚鵡になるだけや」

Oo「えっ、鸚鵡返しですか」

「そっ、それや」「ここで殴打したのは▽▽と◇◇だな」と誘導する。

Oo「ううっ……」良心に責められる。

それを見透かして平松は、「どうしたのOoちゃん、▽▽と◇◇、ハッキリ喋ればいいのよ、それだけなのよ」と猫撫で声に急変した。眼玉には視線がない。

Oo「▽▽と◇◇です」

「××も殴打したんだな」

Oo「ううっ…ううっ、ううっ」

一転声を荒げて暴力団のように恫喝する「どうなんだ、ええ、言わんかい」

Oo「うっ…××もです」

「火炎瓶を投げたのは□□だな」

Oo「□□です」

というように、捜査機関の言われるがままに、快晴の雷鳴、突如として6人の名前(星野、奥深(み)山、Os、Ar、Ao、Kr)を「特定」したのである(ポイント。確定判決ホームページ、P11「Ooの検事調書」)。

これが悪名高きデッチ挙げの、平松卓也作成「72・2・14、O o員面調書（一番では隠されていた）」と中津川作成「2・17、O o検面調書」となる。

ようやく2審において弁護団は、平松卓也（巡査部長）の証人尋問を要求したが、草場は平松尋問をやれば星野無罪となるので直前で裁判を打ち切り、真実究明を闇に葬むり幕を引いたのである（弱い構造）。

それは国家支配層の意向を汲んでのことであった（ポイント）。

## O o 供述調書を手本にした偽供述の作り替え

これ以降、O o 供述とツジツマが合うように、各人の偽供述がデッチあげられて行く。

確定判決は、中村隊員を鉄パイプで殴打した上で、火炎瓶を投げて殺害した人物が学生6人（星野文昭、奥深山幸男、O s、K r、A o、A r）いると記述している。それを、K r、A o、A r、O o、I t、S bの学生6人の捜査段階の供述で認定するという構造である

これほど重要な役割を果たしたO o 偽供述を、確定判決は事実認定の柱にしない。逆に焦点化することを避けている。何故か。ウソと矛盾で作られた、突つけば血が膿もろ共に噴き出す、バレバレになるシロモノ（「弱い構造」）だからだ。

## 弱い証拠構造

捜査段階であれだけ供述したO oが、公判段階になると証言を拒否し続けたために、O o 偽供述は公判での反対尋問（星野側弁護団からの尋問）にさらされていない。

これも大きな弱みだ（「弱い構造」96再審p23）。草場良八ら裁判官は、O o 供述がウソであることは100%分かっていたから、それを判決文に書けなかったのであり、それで他の学生の供述に依存せざるを得なかった。

それもA oとA rは、星野の「殴打行為（a）」と「火炎ビン投てき指示（b）」について供述しているが、草場判決文はA o・A rの（b）の偽供述調書を採用するだけで、（a）の偽供述調書は全く信用できないとして採用していない（これはA o・A rの全ての供述が信用できないと考えるのが合理的である、「疑わしきは被告人の利益に」）。

裁判所は（a）の証拠にする供

述が無いため、仕方なくK rの偽供述証拠をあてがった（04年特別抗告理由書）。

星野は十字路に居てやっていないのだから、元々証拠はある訳がない。



現場の梅澤米穀店前。周囲の建物がどんどん建て替えられたり、空き地になったりする中で、ここだけはタイムスリップしたかのように、1971年当時そのままの外観を残しています。自動販売機もあります。大向通りと呼ばれるバス通りも当時と同じ走行です。現地調査も何度も行いましたが、今後も「現場」にこだわり続けます。

## 4、O o 供述の虚偽性

### ①70m先の奥深山を見分けたという偽供述。

「タクシー会社（都民交通）の前辺りに来た時、約30m前方（※）の米屋（梅沢米店）のシャッターに機動隊員1名を押しつけ、鉄パイプ様の物で殴りはじめた奥深山を認めた」というのがO o 供述である。

タクシー会社から米店までの距離を実測すると70mである、道の曲がり具合、建物の並び方からも、71年11月14日の天候（曇り）からしても、通常視力（1.0~1.5、当時O oは1.5）で、実地で見えて、現場で殴っているのが誰かなど分かるはずもない、顔を見分けるなどは不可能である

（04年8月8日「埼玉・星野ネット」現場調査、11月24日埼玉（松永）・神奈川・京滋・関西・徳島・沖縄（平良）救援会の現場調査）。

## 調書から消された「都民タクシー」

■こうした明々白々の矛盾たるウソに気づいた市川腹黒・中津川ら検事は、脂汗を拭いつつその後の供述調書から『タクシー会社』を消してしまう（慌

てようが目に見え）。それは何故か。

O oが「引き当たり」で現場へ連れて行かれ、捜査機関から「ここから見たんだな」と誘導され、「はい、ここから見ました」と喋った場所に、存在したのが都民交通タクシー会社である（この場所は、平松卓也らが、

50~100m離れた所から炎を見たという2・7供述からヒントを得て設定した）。そこをO oが記憶し、タクシー会社が供述調書に記録されたのである。遅れて来て、O oは、投てき後の火炎ビンの炎・ガス弾の白煙は見て、元々、殴打・投てき行為は見えていない、だから「殴打・投てきを見た場所」など存在しないのだ。そして「ここから見たんだな」と誘導されれば、鸚鵡O oとしては、「はいここ（都民交通）から見ました」と答える外はなかった。

だが、捜査機関は、現場から70m離れた都民交通からは行為を目撃できないことに、後になってから気がついた。それだけ捜査機関への国家（支配層）中枢からの圧力が強かった（ポイント、96再審p65~67）。

2月2日に逮捕されたO oは懸命に黙秘していたが、7日に供述を始め、その時の供述では、「前方50~100m」の地点で、「黒いような、それで赤いような炎がパーと上空にあがるのが目に入りました。」と述べ、殴打・投てき現場に到着していないことを供述していた。

I tも、再審弁護団に「現場に遅れて到着した自分よりも、さらに遅くO oが到着したと」語った（I t新供述95年）、このことからO oが行為を見ていないことが裏付けられる（96年再審p70~74）。

しかるに、再審請求棄却決定（00年2月）や異議棄却決定（04年1月）は、要するに「梅沢米店の前から約30<sup>位</sup>手前（※）ということはいわんとする趣旨」であるとし、捜査機関・確定判決の「タクシー会社（都民交通）前辺り」の隠蔽工作に加担したのだ。許し難い民衆愚弄である、また再審機関たる裁判所の職責放棄だといわなくてはいけない（ポイント）。

### 「山口巡査殴打」偽供述

またOoは、「逃げる機動隊員（注、山口）をデモ隊員が殴りながら追いかけて行きましたが、その機動隊員は左側の方（注、十字路を左折しNHK方向）に逃げて行った」と偽供述している。

山口は「白ヘル<sup>の</sup>学生が10<sup>位</sup>近くまで短い鉄パイプを振りかざして追いかけてきた」と供述しているものの、殴打されたとは全く言っていない（71年11月20日検面）。

また77年6月17日のI t審公判でも、山口は「学生に捕まったことはない」「この日ケガはしなかった」と証言し、鉄パイプで殴打された旨の証言は全くしていない。山口が左に逃げたのは、時間的に明らかに中村殴打より前のことであって、I t新供述によってもOoは、山口隊員の左折を見ていない（96年再審）。

### 「A oつまづき」目撃も嘘

Ooは、中村隊員を殴打する時に、「A oが機動隊に向かう途中の地点で何かにつまずいて膝をつき、起き上がって機動隊の正面から」と、あたかも見て来たかのように偽供述する（2・13引き当たり添付図面、2・14員面）。しかしこうした事実はなかった。A oは自ら中村殴打を認めているが（後、否認）、「膝をついたことはない」と明確に否定している（2・12員面）。

A oの2・12員面供述調書を手中にしている捜査官が、A oが「膝をついた」と誤読して、Ooに偽供述させてしまったという訳だ（ポイント）。

Ooは現場での行為を全く見ていない、それなのに捜査機関のストーリーに合わせて誘導のままに鸚鵡返しするものだから、あちこちでウソさを余すところなく現す（96年再審p53～55）。

Ooもまた自分は本当に鸚鵡に化したのではと深く懷疑した結果、自己分裂と内面破壊に至り、それが証言拒否をもたらした。

これを横目で見ながら市川ら捜査機関は、にんまりとほくそ笑む、国家（支配層）の陰険、邪悪な、聞きたくもない高笑いが聞こえてくる。

自己葛藤、内面分裂において、O

oの主体が自己を支配できたとき、囚われた価値を克服できたとき、自己の生まれてからの人生の総括を自分に重圧をかけてきた国家への批判的検証を重ねて行うことの中で克服できたとき、自己の葛藤や分裂を乗り越えて真実を語ると、見られる。

### 「奥深山馬乗り」絵空事

Ooは、奥深山が倒れた中村隊員に馬乗りになり、鉄パイプで殴打したと供述しているが（2・14員面）、こうした事実はない。その後の2・17検面で初出する「殴打の対象部位」が、調書添付図のOo自身の説明文が「顔」であるものが、本文では「肩」に加除訂正されている。この後のOo供述においては、「顔」の殴打は登場しない（ポイント）。

そもそも中村隊員はうつ伏せに倒れていた、だから顔を殴打することは不可能であったし、また事実として「顔」には傷痕はなかったのである。この書き換えは何を意味するのであろうか。すでに捜査機関は虚構事実の創作に、泥沼に頭から突っ込むようにのめり込んでおり、「顔の殴打」というおよそ起こり得ず、目撃できない架空、つまり明白な虚偽を例通りの誘導でOoに供述させてしまったのだ（96再審p55～57）。

### 「ガソリンふりかけ」男？

馬乗り殴打に引き続く場面として、Ooは「背の低い黒っぽいような服装の男が出てきて、頭の方から体がかがめるようにしてガソリンか灯油をふりかけてすぐ離れました。」と偽供述する。

2・22検面に至って初めて言われたことを注意されたい。この供述は、悪名高いデッチ上げ元本の平松卓也「2・13引き当たり報告書」「2・14員面」とその完成品たる中津川「2・17」検面においてすら、触れられていないのだ。Kr（2・9検面）とA o（2・12員面）にも勿論、登場していない。極めて衝撃的で印象深い「ガソリンふりかけ」なることが、現場で本当に事実として行われたのであれば、すでに以上の調書に出ていなくてはならない。

しかるに2・22検面において突如として出現するのは、どういうことか。警官殺しの憎悪に燃えた捜査機関が、デッチ上げストーリーの創作に熱中して、その「目玉場面」として偽造したのである（96再審p57、当時それ程「星をあげろ」という支配中枢からの圧力が凄まじかった、またどんな偽造もまかり通るとい確信・思い上がりがあった）。

…0を除いて、デモ参加者は誰も「ふりかけ」を供述していない。現場目撃者33人の内、某（X20）なる人物

のみが「ふりかけ」を言っており（総括捜査報告書）、捜査機関はこれにヒントを得て確定的故意を印象づけようとしたのである。

鸚鵡Ooとしても、毒を食らわば皿まで、どこまでも無いことを喋った。

### 草場確定判決弾劾 星野再審開始へ

草場確定判決は、一審の「未必的故意」から「確定的故意」に持って行くための根拠とするために、「関係証拠によれば、…ガソリンないし灯油がふりかけられ（弁護人はこの点に関するOo供述を論難するが、同供述は本件殺害現場を目撃したX20の原審証言によって裏付けられている）、被告人星野の号令の下に数本の火焰びんが投てきされたことが認められる。」（HP・55p）として、存在しない「ふりかけ」事実や星野投てき号令をあたったことにするデッチ上げを鵜呑みにした（1983年）。裁判所と捜査機関の癒着は、三権分立を破壊するものでブルジョア（市民）民主主義の観点からしても許されない。速やかな再審開始こそが、民主主義を回復する道である。

…「私は十字路にいた」、365日を30年間、毎時、毎分、星野は胸中声をかぎりに叫びつづけて来た、その真実の叫びは徳島刑務所の獄壁を突き抜け太平洋の荒波を乗り越えて、遙か沖繩や北海道（アイヌモシリ）まで、半鐘の乱打にも似て鳴り響いてくる。

星野の尋常ならざる意志の声を聞こえぬというのか、再審担当の裁判官が聞こえない振りをするのは最早許されることではない。あんたらも30年間刑務所へ入れ、ゴキブリを踏んづけた足を洗って懲罰房へ入れられる、ゴルフシューズを作れ、暴力団員の世話をやけ。十字路に居た人間が、なぜ無期懲役なのか、何故に十字路から目を背けるのか。裁判官が救われる道は、ただ1つ、速やかに再審を開始することだ。96年再審、補充書3、特別抗告理由書によって、星野デッチ挙げ冤罪であることと草場確定判決の破綻は明確になっている。

人を監禁し労働を強制すれば、これはれっきとした犯罪である。国家機関の一員として行えば許されるというものではない、何か勘違いをしているのではないか。デッチ挙げの冤罪作りに加担した裁判官、検察官、警察官、刑務官らは罪滅ぼしのために再審開始に尽力することだ、それが、君らが、救われるただ一つの道である。

星野本人の訴えが真実であって、そこに事実が純粹の形で示されている。